

『自動車検査員教習試験 問題と解説 四国運輸局編 令和7年版』 に関するお詫びと訂正のご案内

『自動車検査員教習試験 問題と解説 四国運輸局編 令和7年版』の記載内容について誤りがありました。以下の通り訂正いたしますので、お手持ちの書籍の該当箇所に加筆訂正をお願いします。

ご迷惑をおかけして誠に申し訳ございません。よろしくお願い申し上げます。

第1章 車両法 「5. 自動車の検査制度」

5 自動車検査証の有効期間（起算日） P28～29 [過去出題例] [実務]

[実務]

- ☒ 4. ~~自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年3月20日である自家用普通貨物自動車に対し、令和6年2月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和6年2月19日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和7年3月20日である。[R5.2改]~~
- ☒ 5. ~~自動車検査証の有効期間の満了する日が令和5年10月20日である自家用普通貨物自動車に対し、令和5年9月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和5年9月19日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和6年9月18日である。[R5.1改]~~
- ☒ 6. ~~自動車検査証の有効期間の満了する日が令和4年9月3日である自家用普通貨物自動車に対し、令和4年9月4日に検査を行い、同日に保安基準適合証を交付し、継続検査の申請を令和4年9月5日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和5年9月4日である。[R4.1改]~~
- ☒ 7. ~~自動車検査証の有効期間の満了する日が令和4年3月18日である自家用普通貨物自動車に対し、令和4年2月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和4年2月17日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和5年3月18日である。[R3.2改]~~
- ☒ 8. ~~自動車検査証の有効期間の満了日が令和3年3月12日である小型貨物自動車に対し、令和3年2月11日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和3年2月12日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了日は、令和4年3月12日である。[R2.2]~~
- ☒ 9. ~~自動車検査証の有効期間満了日が令和2年9月1日である自家用乗用自動車に対し、令和2年8月29日に保安基準適合証の交付を行い、継続検査の申請を令和2年9月3日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間満了日は令和4年9月1日となる。[R2.1]~~

◎正解 1…①2月/②翌日：2…2：3…○：4…○：
5…×（令和6年9月18日⇒令和6年10月20日）：
6…○：7…○：8…○：9…×（令和4年9月1日⇒令和4年9月2日）

※施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）が、令和7年4月1日から「満了日の2ヶ月前」となるため、不適切問題として削除いたします。

第4章 年度別試験問題

3 令和5年度 第1回問題 P255【2】3. / P264【2】3.

4 令和5年度 第2回問題 P268【2】3. / P277【2】3.

5 令和4年度 第1回問題 P281【2】3. / P290【2】3.

不適切問題として削除

P255【2】3.

~~3. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和5年10月20日である自家用普通貨物自動車に対し、令和5年9月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和5年9月19日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和6年9月18日である。[改]~~

P264【2】3.

~~3. × (令和6年9月18日⇒令和6年10月20日)：施行規則44条1項~~

P268【2】3.

~~3. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年3月20日である自家用普通貨物自動車に対し、令和6年2月15日に自動車検査員が保安基準適合証に証明し、同日に交付を行い、継続検査の申請を令和6年2月19日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和7年3月20日である。[改]~~

P277【2】3.

~~3. ○：施行規則44条1項~~

P281【2】3.

~~3. 自動車検査証の有効期間の満了する日が令和4年9月3日である自家用普通貨物自動車に対し、令和4年9月4日に検査を行い、同日に保安基準適合証を交付し、継続検査の申請を令和4年9月5日に行った場合、更新後の自動車検査証の有効期間の満了する日は、令和5年9月4日である。[改]~~

P290【2】3.

~~3. ○：施行規則44条1項~~

※施行規則第44条（自動車検査証等の有効期間の起算日）が、令和7年4月1日から「満了日の2ヶ月前」となるため、不適切問題として削除いたします。